

令和6年度 情報セキュリティ研修及び外部監査業務委託に係る仕様書

1. 業務の目的

本業務は、守口市（以下「本市」という。）で策定した「守口市情報セキュリティポリシー」に基づいた各種情報セキュリティ研修を実施することにより、本市職員が遵守すべき事項や情報セキュリティの重要性について周知し、セキュリティ意識を高める事を目的とする。

また、「守口市情報セキュリティポリシー」に基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用等の情報セキュリティ対策について、第三者による監査を実施することにより、情報セキュリティ上の問題点を確認し、改善方法等の検討、助言及び指導を受けることにより、本市における情報セキュリティ水準の向上を図ることを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 履行場所

守口市役所本庁舎等、本市が指定する場所

4. 業務の範囲

本事業の範囲は、以下のとおりである。

- ・情報セキュリティ研修の実施
- ・情報セキュリティ外部監査の実施

5. 業務の詳細

5.1 情報セキュリティ研修の実施

(1) 各研修の実施内容

ア 管理職向け情報セキュリティ研修

(ア) 研修の目的

管理職として必要とされる情報セキュリティについての基礎知識、マイナンバーや特定個人情報の取り扱いなどについて、必要な知識の習得を目指す。

(イ) 研修の対象者

課長代理級以上の職員

(ウ) 研修受講者数と実施回数

目標受講者数 50 人程度。計 2 回（1 日 1 回、合計 2 日間での実施）。

(エ) 研修実施日

実施時期は本市と協議の上決定する。

イの研修と同日開催とする。

- (オ) 研修時間
各回とも 90 分程度
- イ 一般職向け情報セキュリティ研修の実施
 - (ア) 研修の目的
情報セキュリティについての基礎知識、マイナンバーや特定個人情報の取り扱いなどについて、必要な知識の習得を目指す。
 - (イ) 研修の対象者
主任級以下の職員
 - (ウ) 研修受講者数と実施回数
目標受講者数 130 人程度。計 2 回（1 日 1 回、合計 2 日間での実施）。
 - (エ) 研修実施日
実施時期は本市と協議の上決定する。
アの研修と同日開催とする。
 - (オ) 研修時間
各回とも 90 分程度

(2) 各研修の共通事項

- ・研修内容を検討し、各研修の目的を達成する為の研修教材を作成すること。
- ・研修教材等の印刷は本市が実施する。
- ・研修教材は、集合研修に参加できなかった職員に配布することを想定し、後日配布できる形式のものを納品すること。
- ・研修は集合研修とすること。
- ・実施会場は守口市役所内の会議室とし、説明会の都度、本市が指定する。
- ・研修において、ノート PC、接続ケーブル、プロジェクターの使用が必要であれば、受託者側で用意すること。なお、スクリーンは本市で用意する。
- ・研修内容の変更や記載していない要件については、契約締結後に本市との協議の上決定すること。

5.2 情報セキュリティ外部監査の実施

(1) 業務内容

適用基準に基づき、本市の実情に沿った監査項目を設定し、助言型監査を実施すること。
監査の内容は、主に人的・物理的セキュリティを中心に構成すること。

(2) 監査対象について

- ・監査対象課室は、最大 5 課とし、契約締結後に受託者へ指示する。
- ・守口市行政 LAN/WAN 上の情報システムを対象とする（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとし、個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）。

(3) 適用基準

ア 必須とする基準

- ・守口市情報セキュリティポリシー

イ 参考とする基準

- ・守口市保有個人情報安全管理措置基準
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ・地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- ・上記のほか、情報セキュリティに関し有用な基準等で、本市と協議して採用するもの

(4) 監査の実施について

ア 監査実施計画書の作成

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、本市と受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

イ 予備調査

守口市情報セキュリティポリシー等適用基準の内容確認や、監査対象課室、監査対象システムの概要把握などの予備調査を適切に行ったうえで、効果的かつ効率的な監査が実施できるよう、監査項目、チェック事項、判断基準等をまとめた監査チェックリストを作成すること。

ウ 監査実施・監査調書の作成

予備調査の結果を基に重点的に確認すべき事項等を洗い出し、本市と十分な事前協議を行ったうえで、監査対象課室へのヒアリングや現地調査等を適切に実施し、発見された問題点について事実誤認がないか等確認を行うこと。ヒアリング等の内容を取りまとめた監査調書を作成すること。

なお、ヒアリングは原則現地実施とするが、実施困難な状況であると本市が判断した場合、本市の指定する方法で実施することとする。

エ 監査結果報告書の作成

ウの内容を基に、監査結果報告書を作成すること。監査調書、監査証跡等の監査結果の詳細がわかる資料があれば添付すること。

オ 監査報告会の実施

監査対象課室の所属長(情報セキュリティ管理者)に対して、監査報告会を実施すること。開催回数は全部署を対象に1回とする。

なお、監査報告会は原則現地実施とするが、開催困難な状況であると本市が判断した場合、本市の指定する方法で実施することとする。

カ その他

・本監査業務を進めるうえで、アからオで実施する作業以外に、本監査業務に必要と思われる作業が生じた場合は、本市と十分な事前調整を行ったうえで実施すること。

・実施スケジュールに変更が生じる可能性が出た場合は、速やかに本市に報告し、

承認を得ること。

(5) 業務履行体制

- ・受託者は ISO/IEC27001(JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- ・受託者は、監査対象となるネットワーク、システム等と利害関係を有しない中立的な立場にあり、かつ情報セキュリティ監査業務に精通した者とする。
- ・監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。
- ・監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が 1 人以上含まれていること。

- (ア) システム監査技術者
- (イ) 公認情報システム監査人 (CISA)
- (ウ) 公認システム監査人
- (エ) ISMS 主任審査員
- (オ) ISMS 審査員
- (カ) 公認情報セキュリティ主任監査人
- (キ) 公認情報セキュリティ監査人
- (ク) 情報処理安全確保支援士

6. 納入成果物について

次に掲げる成果物を書面又は電子媒体にて、必要数を提出すること。

また、次に掲げるものの他に、業務の遂行に必要なものについては、本市と協議の上納入すること。

(1) 納入成果物一覧

- ア 管理職向け情報セキュリティ研修 研修教材 2部
- イ 一般職向け情報セキュリティ研修 研修教材 2部
- ウ 監査実施計画書 2部
- エ 監査チェックリスト 2部
- オ 監査調書 2部
- カ 監査結果報告書 2部

(2) 納入方法

- ア 紙媒体 上記のとおり
- イ 電子媒体 1部 加工可能な形式(Word、Excel 又は PowerPoint のいずれかの形式)

(3) 納入成果物の納入場所

守口市企画財政部デジタル戦略課とする。

7. その他

- ・本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上決定すること。
- ・業務の進行状況について、本市から問合せがあった時はその都度報告すること。また、業務内容については、その都度本市の目的に合致しているか、確認すること。
- ・成果物の納入後、その内容が要求品質を満たしていないものについては、受託者の責任において関連する項目を再検査し、当該箇所の修正を行うこと。
- ・技術の進歩等により、研修教材等の作成時と情報セキュリティを取り巻く状況が変化した場合、協議の上可能な限り最新の状況に研修教材を修正して対応すること。